

第1項

防犯対策の強化



| | | |
|----|-----------------------------|--------------------------------|
| 目標 | 犯罪のない安心して暮らせる安全なまち | |
| 数値 | 刑法犯罪の認知件数 ^{※35} | 2005年 6,560件 2011年 4,570件以下 |
| | 子ども110番の家 ^{※36} の数 | 2006年度 5,775軒 2011年度 6,350軒 |

取り巻く環境(現状と課題)

犯罪などに対する市民の不安の高まり

地域ぐるみでの防犯活動や暴力の排除を進めていますが、犯罪や暴力に対する市民の不安は増しており、これまで以上の取組が求められています。

犯罪の凶悪化

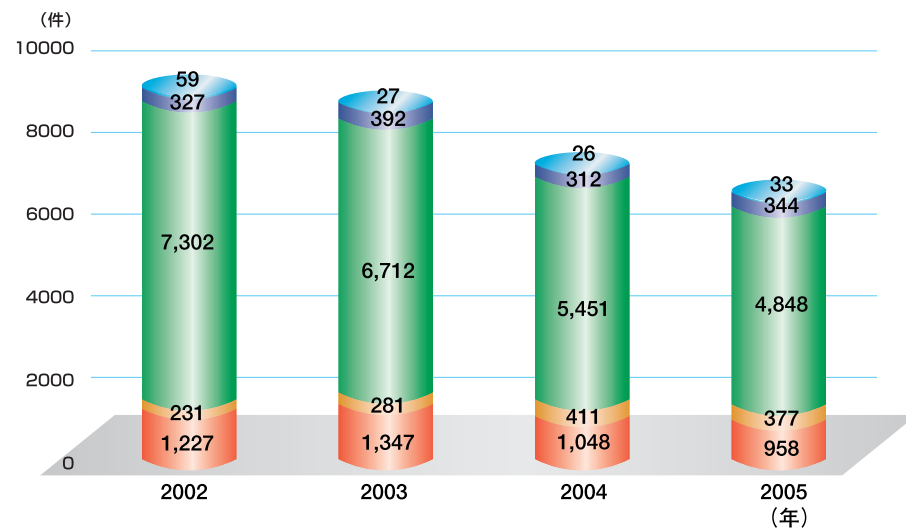
社会経済情勢が大きく変化する中で、犯罪件数の増加とともに、犯罪の凶悪化、低年齢化が進んでいます。

不審者情報の増加

全国的に子どもが被害に遭う犯罪が多発し、本市でも不審者情報が増加傾向にあります。防犯パトロールの実施など、地域ぐるみで子どもの安全を守ることが必要です。

刑法犯認知件数の推移

- 凶悪犯
- 粗暴犯
- 窃盗犯
- 知能犯
- その他



(資料) 広島県警「市区町別刑法犯認知状況」

35 刑法犯罪の認知件数: 警察が被害届出などで犯罪の発生を確認した件数のこと。

36 子ども110番の家: 子どもたちが、不審者などからの「声かけ」や「つきまとい」などにより、身の危険や不安を感じたときに、直ちに駆け込み、一時的に保護が受けられる緊急避難所のこと。

「目標」を達成するための取組

防犯意識の啓発

広報活動などにより、市民の防犯意識を高めるとともに、あらゆる暴力を排除する暴力追放運動を進めます。

- 防犯意識向上のための広報・啓発活動の充実
- 暴力追放運動の推進

地域防犯活動の支援

不審者などの情報を素早く確実に提供します。警察や関係団体などと連携した自主防犯組織の育成や支援を進めることにより、市民とともに地域の安全を確保します。

- ボランティアによる防犯活動の充実
- 地域への情報提供の充実

子どもの安全確保

保育所・幼稚園、学校の安全体制の確立や防犯設備の整備などを進めます。また、地域安全マップの作成や危険時に備えた訓練を行い、子ども自身が危険を察し、避けることのできる力を身に付けます。

- 学校や地域などにおける安全確保の充実
- 防犯設備の充実
- 「子ども110番の家」の充実



安全パトロールの様子



防犯通報訓練

市民として



見守り活動などを通じて、安心して安全なまちをつくりましょう。

第2項

防災・危機管理体制の充実



目標

台風、地震などの自然災害や大規模な事故、事件などの非常事態から市民を守れるまち

数値目標

| | | |
|------------------------|--------|------------|
| 自主防災組織数 ^{※37} | 2006年度 | 72組織 |
| | 2011年度 | 81組織 |
| 備蓄物資充足率 ^{※38} | 2006年度 | 94.7% |
| | 2011年度 | 7品目すべて100% |

取り巻く環境(現状と課題)

防災・減災への対応

全国的に台風などの大規模な自然災害が発生しています。本市も高潮被害や土砂災害の発生に対し、地域と連携した災害対策が重要となっています。

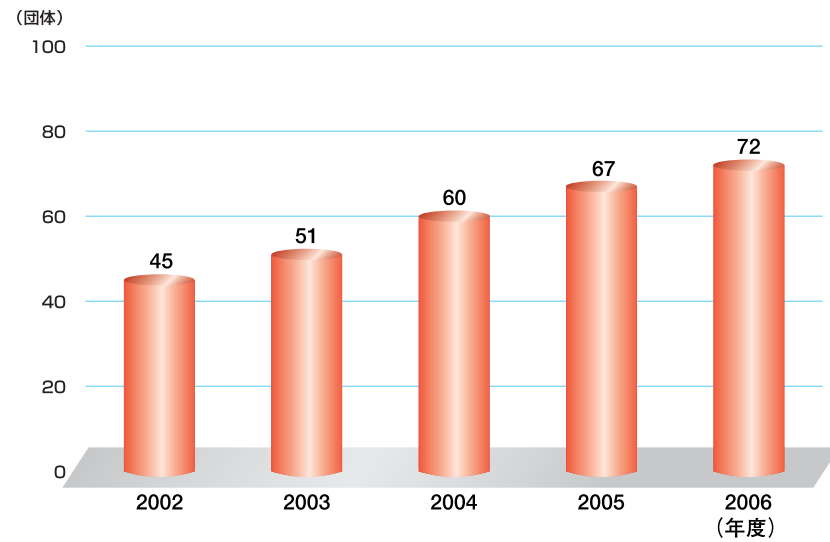
いざというときの意識づくり

本市は、東南海・南海地震の地域指定も受けており、地震や台風など、いざというときに役立つように日ごろから市民の防災意識を高める必要があります。

あらゆる事故や事件への対応

大規模な事故や事件など、緊急時における市民の安心・安全を確保するための体制づくりが必要です。

自主防災組織数の推移



37 自主防災組織数:非常時に備えて、住民同士が協力して自発的につくる組織数のこと。
 38 備蓄物資充足率:避難所で1万人が1日生活するとした場合の食料品、生活必需品の7品目(乾パン、アルファ米、毛布、生理用品、紙おしめ、簡易トイレ、トイレトイレットペーパー)の平均充足割合のこと。

「目標」を達成するための取組

防災体制の充実

災害時に、迅速で的確な対応が行えるよう、自主防災組織との連携や災害時の生活必需品の確保など、地域の実情に応じた防災対策に取り組みます。

- 防災意識の啓発
- 地域における防災体制の充実
- 災害時広域連携体制の充実

災害に強いまちづくり

高潮を防ぐ堤防などの整備、土砂災害の防止や耐震相談などの災害対策に取り組みます。

- 高潮対策の推進
- 急傾斜地崩壊対策の推進
- 耐震対策の推進

総合的な危機管理体制の確立

大規模な事故や事件などに備えた総合的な危機管理体制の確立に努めます。

- 危機管理基本計画に基づく迅速で的確な対応
- 国民保護^{※39}に関する啓発



急傾斜地崩壊対策



防災訓練 バケツリレー



いざというときのために、避難経路・避難場所の確認や防災用品を備えましょう。

39 国民保護:武力攻撃から、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活などに及ぼす影響を最小にとどめること。

第3項

消防・救急体制の充実



| | | |
|----|-------------------------------|---------------|
| 目標 | 火災や事故などに素早く対応し、市民の生命や財産を守れるまち | |
| 数値 | 人口1万人当たりの出火件数(出火率) | 2006年 3.4 |
| | | 2011年 3.0 |
| 目標 | 普通救命講習受講者数 | 2005年度 4,167人 |
| | | 2011年度 5,300人 |

取り巻く環境(現状と課題)

災害対応の複雑化

様々な建築物や危険物が増加しています。また、高齢者などの災害時要援護者も増加しており、火災などの災害時における対応が複雑になっています。

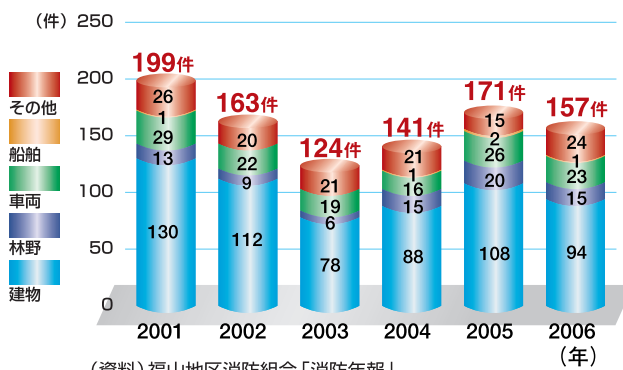
消防力や救命率の向上対策の充実

大規模な事故や災害等の広域応援体制などに対応するため、消防施設・設備の計画的な整備や救命救急センター、災害拠点病院との連携を強化し、救命率を向上することが必要です。

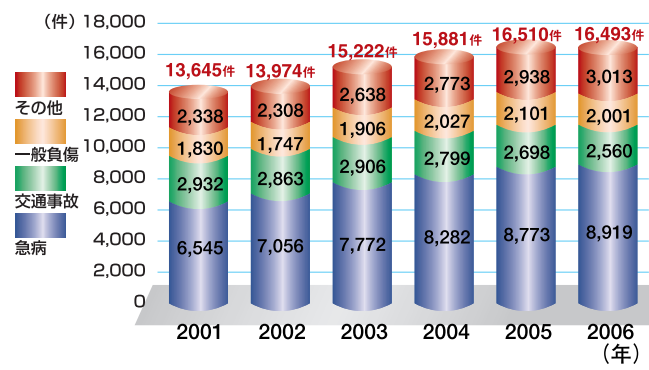
救急出場の増加

増加する救急・救助業務に対し、救命率を高めるため、適切な応急処置と素早い搬送体制や医療機関の受入体制の充実が必要です。

火災発生件数の推移



救急出場件数の推移



40 災害時要援護者:一人暮らし高齢者や障害者など、災害などの非常時に自力で避難することが困難で、行政やボランティア、地域の住民による支援が必要な人のこと。
 41 救命救急センター:きわめて重症の救急疾患や外傷に対して、高度な集中的治療を24時間体制で提供できる医療施設のこと。
 42 災害拠点病院:厚生労働省が指定する「24時間体制が取れる」「ヘリコプターなどの広域搬送に対応できる」などの条件を満たす総合病院のこと。

「目標」を達成するための取組

火災予防の推進

火災の防止、高齢者などの災害時要援護者に対する安全確保のため、予防体制を充実するとともに、地域や事業所における自主的な防災体制の支援や育成に努めます。

- 火災予防体制の充実
- 防火意識の啓発と自主防災体制の充実
- 危険物施設の安全確保

消防力の充実

大規模災害などに対応するため、消防団や自主防災組織との連携を強化するとともに、地域の実情に応じた消防施設の計画的な整備を行います。

- 消防体制の充実
- 消防施設の整備

救急・救助体制の充実

救命率を高めるため、市民へ応急手当の普及啓発を進めます。また、救急・救助体制を整備し、救命救急センターにより24時間体制で高度医療を提供します。

- 救急・救助体制の充実
- 医療供給体制の整備



大規模救急救護訓練



救命救急センター内部



消防団による山火事消火活動

市民として



地域の防火・防災訓練や普通救命講習に進んで参加しましょう。

第4項

交通安全対策の推進



目標 交通事故のない安心して暮らせる安全なまち

| | | | |
|------|----------|-------|----------|
| 数値目標 | 交通事故死者数 | 2005年 | 36人 |
| | | 2011年 | 23人以下 |
| 数値目標 | 交通事故発生件数 | 2005年 | 4,465件 |
| | | 2011年 | 3,800件以下 |

取り巻く環境(現状と課題)

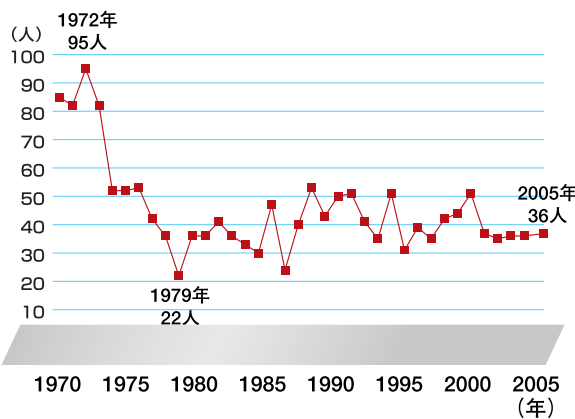
交通事故の多発

本市では、年間に4,000件以上もの交通事故が発生しています。事故の多くが運転者や歩行者の交通ルール違反と交通マナーの低下が原因であり、交通安全意識の啓発に取り組む必要があります。

交通環境の安全性向上

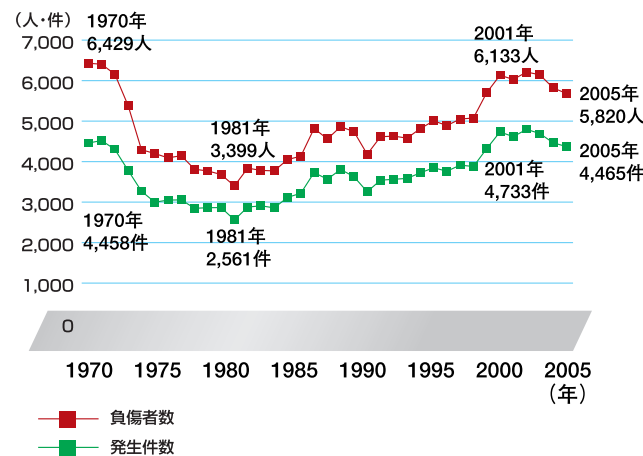
子どもや高齢者、障害のある人などの利用に配慮した、人にやさしい安全性の高い道路の整備が必要です。また、安全で快適な生活環境を確保するため、違法駐車や放置自転車対策も必要です。

交通事故死者数の推移



(資料)広島県警「市区町別事故発生状況」

交通事故発生件数及び負傷者数の推移



「目標」を達成するための取組

人の安全対策

警察、交通安全協会、学校や地域などと連携して、交通安全運動や子どもから高齢者まで各年齢層に合った交通安全教育を実施します。また、交通安全意識の向上に努めます。

- 交通安全意識の啓発
- 交通安全教育の充実
- 地域の交通安全活動の支援

道路交通環境の整備

歩道の整備や交差点改良などを行い、道路の安全性を高めるなど、歩行者に配慮した交通安全施設の整備に努めます。また、違法駐車や放置自転車などの防止や指導・啓発に努めます。

- 道路の安全性の向上
- 違法駐車対策
- 放置自転車対策



交通安全運動街頭パレード



福山駅南有料自転車駐車場

市民として



交通ルールやマナーを守りましょう。

第5項

安心できる消費生活の実現



目標 市民が安心して消費生活が送れるまち

| | | | |
|------|-------------|--------|--------|
| 数値目標 | 計量器定期検査の受検率 | 2005年度 | 99.39% |
| | | 2011年度 | 100% |

取り巻く環境(現状と課題)

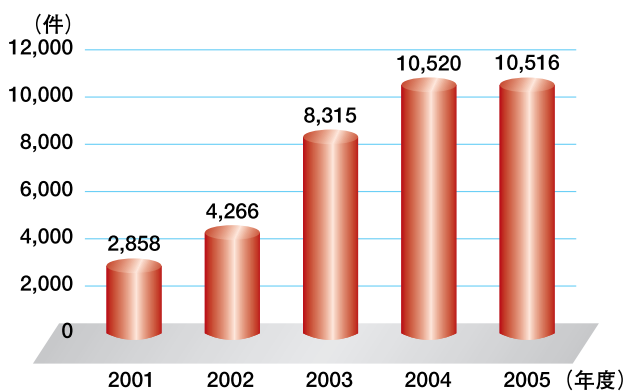
悪質な商法に対する相談の増加

消費生活センター^{*43}が受ける相談件数は、年々増加しています。消費トラブルの相談内容も悪質で複雑になっており、相談体制を充実するとともに、市民がトラブルに巻き込まれないための正しい知識の普及が必要です。

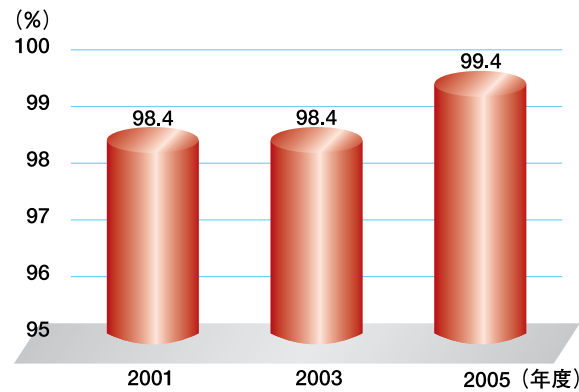
計量に対する意識の必要性

食料品の内容量などの計量は、消費生活に深くかかわるものですが、その重要性はあまり理解されていません。そのため、計量器の定期検査などを実施し、正しい計量について事業者への指導や消費者の意識を高めることが必要です。

消費生活相談件数の推移



計量器の定期検査受検率の推移



(資料) 福山市資料

43 消費生活センター:暮らしのアドバイザーとして、様々な消費トラブルについて相談を受け、注意しなければならないことを知らせている機関のこと。

「目標」を達成するための取組

消費者の自立支援の推進

消費生活センターの相談体制を充実します。また、消費生活に関する正しい知識の普及を進めるとともに、情報を提供し、消費者の権利を守り自立を支援します。

- 消費生活相談体制の充実
- 消費者意識の啓発

適正な計量の実施・確保

商品が表示どおりの量で適正に消費者へ届いているかなど、計量法に基づき、はかりの定期検査や立入検査を実施するとともに、計量に対する意識の向上に努めます。

- 定期検査・立入検査の強化
- 計量に対する意識の啓発



消費生活センター



市民として



消費生活に関する正しい知識を身に付けましょう。